

## <前回・国教化と古典的政治神学>

### (1) ローマ帝国の迫害とキリスト教

犯罪者として処刑されたイエスとその運動の後継者としての初期キリスト教会。

対決は不可避的であったが、それは何をもたらしたのか。

2. ユダヤ教から継承したもの→パウロとルカ文書における「キリスト教起源神話」＝キリスト教的歴史理解の確立。

1) 契約思想（思想と思考方法）：古い契約と新しい契約

2) 黙示的終末論：宇宙的ヴィジョン→ 罪と悪に対する勝利、ハルマゲドン

知恵文学：ロゴス・キリスト論

3) キリスト教的正典：LXX（ギリシャ語訳旧約聖書）のキリスト教化＋新約諸文献

4) 儀礼の形式（シナゴグにおける儀礼）：動物犠牲なしの礼拝

3. ローマの平和か、神の平和か（二者択一）

ローマの平和（Pax Romana）：政治と経済による上からの支配、そのもとでの秩序＝平和。

- ・ 皇帝崇拜：平和は皇帝の恩恵である。神的な皇帝。

- ・ ローマの軍隊による地中海世界の統合＝古い諸国家の滅亡  
交通網と法の整備

- ・ 経済：貨幣の統一、商品作物の海洋交易による富の集中。

↓

民族的伝統・文化の解体と環境破壊

5. キリスト教はこの対立の中で、ローマの秩序を利用することによって拡大し、ローマとの妥協に至った。

### (2) 迫害から公認・国教化へ

7. キリスト教の公認と国教化

エウセビオス神学＝ローマ帝国の政治神学

8. 政治的秩序と宗教的秩序の相補性＝権力と権威の相互性

天上の秩序と地上の秩序、天の統一と地の統一（上と下との照応性、照応の論理）

↓

政治神学

cf. 近代的な政教分離

9. 政治的要請としての「正統一異端」論争

10. 三位一体論の意義

- ・ 国教会＝正統教会の基盤となる教理→その後のキリスト教世界の基礎

- ・ 独裁的絶対的な神理解への批判契機（モルトマン）、多元性の保持

神の単一支配（モナルキア的政治神学）に対する三位性神学（オイコノミア）

→ シュミットのペーターゾンの論争

→ アガンベンは、ここに、近代の主権論と生政治（経済と統治）との分節の起源を見ている。

### (3) 国教化の帰結

11. 国家神学・政治神学としてのキリスト教神学

「神学」：キリスト教の発明ではない。古代ギリシャ起源。

ストア哲学の神学区分（アウグスティヌス）：

民衆の神学（神話）／国家の神学（ポリスの国家儀礼）／自然の神学（哲学）

12. 「国家の神学」を組み込むことによって、キリスト教神学の成立過程は完了した。
13. 絶対平和主義（軍隊の宗教性）から正戦論（アウグスティヌス）へ、そして聖戦論へ。  
キリスト教の国教化は、国家に対する教会の関わりについて再考を迫ることになる。
14. アウグスティヌスの「神の国」論  
しかし、エウセビオスとの差異（ローマ帝国は「地の国」という原理に規定されている）は重要。

このアウグスティヌスの意図とその後の影響史・解釈史との区別、そして関連。

Phillip Wynn, *Augustine. On War & Military Service*, Fortress Press, 2013.

15. 南原繁『国家と宗教』1942年。

エウセビオス(263 ごろ-339)とアウグスティヌス (354-430) の状況の差。

ゲルマン移動(375-) :

16. 現代の問題：キリスト教と公共性

国教会体制後の政治的状況で、なおも、正戦論にとどまるのか。

国民国家・民族主義を超えた普遍性の実現を試みるのか。

↓

下からの公共性、ネットワークとしての公共性

## 8. 近代世界と政教分離

### (1) 民主主義と自由主義

#### 0. 広義の民主主義

国家や集団の権力者（主権者）が構成員全員であり、集団の意思決定は構成員間の合意形成に基づいて行う体制・政体。寡頭制、君主制、貴族制、独裁、専制、権威主義などに対立するものとして多義的に理解される。

#### 1. Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, Verso, 1993.

Rorty's position, however, is problematic because of his identification of the political project of modernity with a vague concept of 'liberalism' which includes both capitalism and democracy. For, at the heart of the very concept of political modernity, it is important to distinguish two traditions, liberal and democratic, both which, as Macpherson has shown, are articulated only in the nineteenth century and are thus not necessarily related in any way. Moreover, it would be a mistake to confuse this 'political modernity' with 'social modernity', the process of modernization carried out under the growing domination of relations of capitalist production.

to draw this distinction between democracy and liberalism, between political liberalism and economic liberalism (10)

#### 2. 佐藤光『リベラリズムの再構築 「自由の積極的な保守」のために』工房早山、2008年。

「実際、西欧史を少しでも紐解けば明らかのように、リベラリズムの本来の姿は、「重商主義政策からのレッセ・フェール」や「規制緩和による経済活動の活性化」を唱える経済的自由主義などではなく、中世末期あるいは近世における、血で血を洗う宗教戦争の反省に基づいた、いわゆる「宗教的寛容」を核とした思想だった。カソリックとプロテスタント、信と信、価値と価値の間の対立・葛藤・衝突・殺し合いをどうするか、それらの中にいかにして平和をもらたすか、信仰が真実のものである限り、たとえ自己の信仰とは異

なる、虫酸が走るほどの嫌悪感をもたらす信仰であったとしても、その存在を断固として認めよう——こうした確固とした倫理的態度が、リベラリズム本来の課題と意味だった。」

(14)

## (2) キリスト教と民主主義

3. 「契約共同体、徹底的平等主義、反帝国」と民主主義との親近性

とキリスト教と政治的共同体との関係の多様性。

4. 大木英夫「デモクラシーとキリスト教」(『歴史神学と社会倫理』ヨルダン社、1979年)

「バルトは『義認と法』(一九三八年)において、「新約聖書の訓戒の最も内的な、最も中心的な形に眼を注ぐときにこそ、私は『われわれは新約聖書の線を民主主義的国家概念の意味において延長する場合にこそ、正しい解釈に基づくのだ』と言うであろう」と言明した。戦後『キリスト者共同体と市民共同体』(一九四六年)において、前者よりもずっと抑制された形をとっているが、「福音から出発するキリスト教的政治の方向と線とは、普通一般に、民主的国家と名づけるものに著しく似通った傾向にある」ことを承認した。バルトが政治的にデモクラシーを肯定していることは以上の引用から十分推測できると思うが、彼が政治問題を考えるさいにとる「神の国」との類似の論理は、正しい国家が君主制・貴族性の形をもとりうるし、また独裁制をもとりうることを容認せざるをえないという結果をもたらし、キリスト教とデモクラシーの結びつきを、神学的な立場から断定することの困難をあらわしている。歴史的に見ても、キリスト教徒とデモクラシーとの結びつきを立証することはけっして単純にはできない。」(368頁)

## ◆時代／年表

1492年：グラナダ陥落(レコンキスタの完成)、コロンブスのアメリカ大陸発見

1517年(10月31日)：ルターの95カ条の提題、宗教改革の発端。

1518年：スイスでツヴィングリの宗教改革

1519年：ルターとエックの論争

1521年：ヴォルムス勅令(カール五世、ルターを帝国追放)

1524-25年：農民戦争

1534年：イエズス会創設、ヘンリー8世による国王至上法(首長令)

1545-63年：トリエント公会議(教皇至上権、カトリック教義の確認)

1555年：アウグスブルク宗教和議

(諸侯と諸都市にプロテスタント・カトリックの選択の自由を承認)

1588年：イングランドがスペインの無敵艦隊(アルマダ)を破る

1602年：オランダ、東インド会社

1607年：ジェイムズタウンへ入植開始

1608年：プロテスタント諸教派「同盟」結成

1609年：カトリック諸教派「連盟」結成

1609年：カトリック諸教派「連盟」結成

1618年：プラハでプロテスタント蜂起→30年戦争(1618-1648年)へ

1620年：メイフラワー号、アメリカへ

1628年：権利請願  
1638年：主教戦争  
1640年：短期議会  
1642年：ピューリタン革命（1649年からイギリス、共和制）  
1648年：ウェストファリア条約（ヴェストファーレン条約）締結  
1648年：オスマン軍ウィーン包囲  
1649年：チャールズ1世、処刑  
1652/65/72年：英蘭戦争  
1658年：クロムウェルの死  
1660年：イギリス、王政復古（チャールズ2世）  
1664年：ニューインドランドの特許状廃止、王領になる  
1688年：名誉革命  
1689年：宗教寛容法、権利宣言  
1691年：特許再交付、ニューイングランド自治回復  
1694年：イングランド銀行  
1701-14年：イスパニア継承戦争  
1707年：スコットランドと合同（大ブリテン王国）  
1740年：「大覚醒」はじまる  
1754年：フレンチ・インディアン戦争、フランス領植民地壊滅  
1763年：カナダがイギリス領に  
1776年：アメリカ「独立宣言」  
1786年：ヴァージニア「信教自由法」成立  
1791年：「権利章典」成立

### （3）ピューリタンの教会政治と民主主義——リンゼイ・テーゼ

- ・宗教改革の万人祭司の理念の歴史的な具体化として。
  - ・神の意志の発見の手続きとして。
  - ・直接民主主義とキリスト教とは合致できるか。聖職者（媒介者）の存在意味。
5. リンゼイ（Alexander Dunlop Lindsay, 1879～1952）・テーゼ：  
「ピューリタニズム → イギリス・デモクラシー」
6. ルターの万人祭司論→平等な人権→同意に基づく政治＝民主主義→普通選挙権  
「神の前」において ↔ 現実（政治と経済）
7. パトニー討論とその意義
- ・「パトニー討論」（1664年10月28日から30日）と法哲学者リンゼイの解釈  
革命の中、軍隊の急進派から出された「人民協約」の審議のため、ロンドン郊外のパトニーの教会堂で開かれた軍幹部会議が開かれた。
  - ・ピューリタン革命：絶対王政と共和制という政治システムをめぐる戦争であると共に、イギリス国教会制度とピューリタニズム（これには、多様な宗教的主張が含まれるが、国教会制度を越えて宗教改革をさらに推進するという点では一致していた）という、宗教的な意味根拠をめぐる闘争でもあった。  
軍幹部（クロムウェル、アイアトン）とレヴェラーズ（レインバラ）との間の成人男子普通選挙権などをめぐる討論。

8. クロムウェルの「ニュー・モデル軍におけるこうした宗教的理念の果たした役割の大きさ」。クロムウェル部隊の強さの秘密＝徴兵方法。
9. 争点＝宗教的な根本理念のレベルにおける選択：  
絶対王政と国教会制度を支える階層的秩序（身分制社会）か、宗教改革の万人祭司（神の前の平等主義）か。
10. 同意の原理：レインバラ大佐（レヴェラーズの代表）  
「イングランドで最も貧しい人といえども、最も大いなる人と同様に、生きるべき生命を持っていると本当に思うからである。それゆえ、実際のところ、よろしいか、ある政体の下で生きねばならぬ人は誰であれ、まず自分自身の同意によって我が身をその政体の下に置くべきだということは明確だと思われる。それに、イングランドの最も貧しい人でも、厳密な意味では、我が身をその下に置くための投票権を持たされていない政体になど、少しも縛られはしないのではなかろうか。」（パトニー討論、1999、176）
11. 民主主義：主権者としての国民の同意が必要。国民の普通選挙権の要求。  
「しかし、私はその選挙権という所有権が、イングランド王国においては、他の何者にも勝れて貴族や郷紳や特定の人たちに属する所有権であることを否定する。」（190）  
↓  
政府や権威者が国民に対する約束（契約）を破った場合には、国民の側に抵抗する権利を認める。「自然法に基づく自己保存と抵抗権」→人間に生得的な人権という観念。  
信仰者という点で、聖職者も平信徒も平等である、という万人祭司の精神。
12. 討論の原理：同意は討論の結果到達されるものであって、決して討論の前提ではない（クロムウェル）。関係者全員の同意から出発することではなく、むしろ、意見の「不一致と批判を容認し、かつ要求」すること、「各人の相違を認めた上での平等」。反対政党の存在を許さない政治は、もはや民主主義とは言えない。
13. 討論の原理は、「キリスト教の集会の経験」（リンゼイ、1964、32）に基づいている。  
キリスト教の集会：「神の意志」を発見すること。それは、異なる意見を持った者たちの討論による。各自が所有する神の意志についての異なる諸部分の知識を討論の中で語り合い、共有し合うときにはじめて、神の意志は十分な仕方で、発見される。
14. 集いの意識  
・民主主義の弱点（？）：  
集団の規模が大きくなり、討論が代表者の手に委ねざるを得なくなるとき（＝代議制）、主権者である国民と代表である政治家との間に存在する隔たりから、様々な弊害が生じることになる。そこに欠けているのは、「集いの意識とでも呼ばれるべき不思議な雰囲気」（リンゼイ、1964、38）。代表者である政治家が、国民の代表としての責任を自覚しつつ、議会という討論の場に集うとき、討論は民主主義の名にふさわしいものとなる。
15. 「集いの意識」は、ピューリタンの集会という「宗教的民主主義の基盤」の中で体験されていたものであった。  
「このことは科学的な理論でもなければ、常識からくる教えでもありません。じつに、宗教的かつ道徳的な原理なのであります。これは、すべての信仰者は精神的〔靈的〕には祭司であるということ、神学的でない言葉にいい換えたにすぎません。」（リンゼイ、1964、19）

#### (4) アメリカにおける政教分離

16. イギリス（国教会制度）の植民状態（公定性）から独立（非公定性）と、イギリス国教会制度からの独立。

「植民地時代から共和国成立頃までの初期アメリカを鳥瞰すると」「そこには政教分離という考え方は存在しなかった」、「キリスト教と国家とは一心同体であり、ともに共通の目的をもって支え合う、という概念が当然とされていた」、「日本語で政教分離という言葉で訳されている概念は、英語では Separation of Church and State であるが、この表現する所は政治と宗教の概念の分離ではなく、二つの統治のシステムの分離である。英語においては、文字通り国家と教会の分離を言っているのだ。」（大西直樹「初期アメリカにおける政教分離」、和田編 56-57）。

宗教的非寛容・迫害（教会員という公民資格）から寛容・政教分離へ。

ヴァージニア信教自由法（ジェファソン起草、1786年）。

17. イギリスとアメリカ。連続性と時差（あるいは屈折）

旧宗主国と植民地、たとえば寛容を求めてきた人々の不寛容。

#### <参考文献>

1. 芦名定道・小原克博『キリスト教と現代世界—終末思想の歴史的展開』世界思想社。
2. 大澤麦・澁谷浩訳『デモクラシーにおける討論の誕生—ピューリタン革命におけるパトニー討論—』聖学院大学出版会。
3. リンゼイ(1964)永岡薫訳『民主主義の本質—イギリス・デモクラシーとピューリタニズム—』未来社。
4. 大木英夫『ピューリタン』中公新書、『ピューリタン——近代化の精神構造』聖学院大学出版会。
5. 浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店。
6. 野田又夫『ロック』講談社。
7. 加藤節『ジョン・ロックの思想世界——神と人間との間』東京大学出版会。
8. Jeremy Waldron, *God, Locke, and Equality. Christian Foundations in Locke's Political Thought*, Cambridge University Press, 2002.
9. 山田園子『イギリス革命の宗教思想』御茶の水書房。
10. 横田耕一『憲法と天皇制』岩波新書。
11. 阿部美哉『政教分離——日本とアメリカにみる宗教の政治性』サイマル出版社。
12. 今関恒夫他共著『近代ヨーロッパの探求3 教会』ミネルヴァ書房。
13. ハンナ・アレント『革命について』ちくま学芸文庫。
14. 森本あんり『アメリカ・キリスト教史——理念によって建てられた国の軌跡』新教出版社。  
『アメリカ的理念の身体——寛容と良心・政教分離・信教の自由をめぐる歴史の実験の軌跡』創文社。
15. R. N. ベラー『社会変革と宗教倫理』未来社。
16. 井門富士夫編『アメリカの宗教的伝統と文化』玉川大学出版部、『多元社会の宗教集団』大明堂、『アメリカの宗教——多民族社会の世界観』弘文堂。
17. 小川晃一・片山厚編『宗教とアメリカ』木鐸社。
18. 森孝一『宗教からよむ「アメリカ」』講談社。
19. ピラード／リンダー『アメリカの市民宗教と大統領』麗澤大学出版会。
20. 和田守編『日米における政教分離と「良心の自由」』ミネルヴァ書房。